

令和1年11月

お客さま各位

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 としての外貨預金規定の改定のお知らせ

金融庁・金融機関は、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に取り組んでいます。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、令和1年12月から下記外貨普通預金規定を改定いたします。

この改定により、口座開設時だけでなく、期限を指定してお客さまに関する情報（氏名、住所、職業、在留期間等）、口座の利用目的を詳細にお聞きすることがございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫が求める確認資料を適切に提出いただけない場合や当金庫が不審と判断した場合には、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

改定後の預金規定は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定する規定

- ・外貨普通預金規定
- ・インターネット支店外貨普通預金規定
- ・外貨普通預金規定（人民元）

2. 改定日 令和1年12月1日

3.主な改定内容

以下の条項を新設・追加します。

外貨普通預金規定（抜粋掲載）

【取引制限条項】の新設

（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

外貨普通預金規定（抜粋掲載）

【解約等】条項での一部追加・変更（下線部分）

（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記 11.(1)に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

4.主なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

金融庁・金融機関が実施している対策とは、例えば、次のような場合に当金庫窓口や郵送書類等により、本人確認書類の提示に加えて、取引を行う目的や、現金の原資等について確認を求め、また手続きに時間を要する場合があります。

【取引の例】

- ・新規口座開設
- ・多額の現金や小切手による取引
- ・収入や資産等に見合わない高額な取引
- ・短期間のうちに行われる取引
- ・当該支店で取引することについて明らかな理由がない取引
- ・送金先、送金目的、送金原資等について不明瞭な点がある取引

尚、上記は例示であり、取引の内容、状況等に応じて、過去に確認した氏名・住所・生年月日、職業、在留期間、取引の目的等についても、郵送書類等により確認を求める場合があります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

西尾信用金庫 融資一部国際業務課（担当：柴田 石川）
電話番号：0563-56-7204